

コンベンション開催助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」という。）において開催されるコンベンション（以下「コンベンション」という。）に対し、その必要な資金の一部を助成することに関し必要な事項を定め、コンベンションの開催を促進し、もって本市域の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 学術会議、セミナー、シンポジウム、その他の会議等で、本市域において九州大会以上の規模で開催されるもの。
- (2) 県外からの参加者数が30名以上のもので、かつ熊本市内の宿泊施設における県外からの延べ宿泊者数が30人以上のもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市域の活性化に大きく寄与するコンベンションであると、代表理事が特に認めたものは助成の対象とする。
- 3 次に掲げるコンベンションは助成対象としない。
 - (1) 営利を目的とするもの。
 - (2) 公序良俗に反するもの。
 - (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
 - (4) 熊本市、熊本県及び熊本県観光連盟から助成金等の金銭の交付を受けているもの。
 - (5) 助成金交付振込先が団体名義ではないもの。
 - (6) その他代表理事が適当でないと認めるもの。

(助成金額)

第3条 助成金額は、下記の審査項目に基づき審査を行い、開催総経費の20%以内の額で、100万円を限度とする。但し、一万円未満は切り捨てる。

審査項目	大会規模、出席者数（実数）、熊本市内宿泊者数（延べ人数）、外国人参加者数（実数）、使用会場数（有料のものに限る）、見学旅行・視察旅行等の有無、懇親会の有無及び会場、業者委託の有無
------	---

- 2 第1項及び前項の規定にかかわらず、代表理事が特に認めるコンベンションについては、別途交付額を加算できるものとする。

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該コンベンションの開催予定の1ヶ月前までに次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) コンベンション開催計画書

- (3) 収支予算書
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 代表理事は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定をするものとする。

2 代表理事は、前項により助成金の交付の決定を行ったときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第6条 申請者は、当該コンベンション終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

- (1) 完了報告書（様式第3号）
- (2) 収支決算書
- (3) 宿泊者数証明書
- (4) 大会資料等コンベンションの開催状況がわかる資料
- (5) その他代表理事が必要と認める書類

2 前項第3号において、宿泊者数証明書の提出が困難な場合にあつては、参加者名簿（参加者氏名及び居住する都道府県名が記載されているもの。海外からの参加者にあつては都道府県名に代えて国名が記載されているもの。）で代えることができる。その場合の県外からの延べ宿泊者数は、次式により算出する。

県外からの延べ宿泊者数＝県外参加者数×（コンベンション開催日数－1）

但し、コンベンション開催期間の前後の宿泊者について、必要と認められる範囲で、宿泊者数証明書の提出を条件として県外からの延べ宿泊者数に加算することができる。

3 申請者は、当該コンベンション終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出ができないときは、遅延理由書（様式第4号）を提出し、その事由について報告しなければならない。

4 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断したときに限り、当該コンベンション終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

(交付額の確定)

第7条 代表理事は、前条の報告を調査のうえ、交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、助成金交付請求書（様式第6号）により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

(交付)

第9条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第7条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

(中止等)

第10条 申請者は、第5条により助成金の交付決定を受けたコンベンションを中止し、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書(様式第7号)を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことが出来る。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
- (2) 第6条第1項に掲げる完了報告がなされない場合及び第6条第3項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
- (3) 第6条第1項に掲げる完了報告の内容が第2条第1項の各号に掲げる要件を満たしていない場合。
- (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
- (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。

2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることが出来る。

3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消通知書(様式第8号)により当該申請者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成17年10月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

この要項は、平成21年10月1日から施行する。

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成24年6月27日から施行する。

この要項は、平成25年8月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

この要項は、平成31年4月1日から施行する。